

令和2年度第4回多良木町議会(11月会議)

招 集 年 月 日	令和2年11月27日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和2年11月27日		午前11時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和2年11月27日		午前11時38分	
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	3番		林 田 俊 策	12番		落 合 健 治
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長		林 田 浩 之	議 事 参 事		山 本 美 和
説明のため出席 した者の職氏名	職 名		氏 名	職 名		氏 名
	町 長		吉 瀬 浩 一 郎	教育振興課長		黒 木 庄 一 朗
	副 町 長		—	教育振興課		大 森 博 範
	教 育 長		佐 藤 邦 壽	健康・保険課長		東 健 一 郎
	会 計 管 理 者		小 林 昭 洋	健康・保険課		
	総 務 課 長		仲 川 広 人	町民福祉課長		大 石 浩 文
	総 務 課		金 子 め ぐ み	町民福祉課		
	企 画 観 光 課 長		岡 本 雅 博	子ども対策課長		新 堀 英 治
	企 画 観 光 課			子ども対策課		
	税 務 課 長		平 川 博	環境整備課長		久 保 日 出 信
	税 務 課			環境整備課		
	農 委 事 務 局 長		小 田 章 一	農 林 課 長		水 田 寛 明
	会 計 室			農 林 課		

会 議 に 付 し た 事 件

報告第11号	令和2年度多良木町一般会計補正予算（第5号）
議案第30号	多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

開議の宣告

(午前 11 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

ただいまから令和 2 年度第 4 回多良木町議会(11 月会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

会議日程及び議事日程につきましては、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、お手元に配付しておきました日程表のとおりとし、議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、3 番林田俊策さん、12 番落合健治さんの両名を指名いたします。

それではここで、町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長(吉瀬 浩一郎君) それでは私の方から、令和 2 年度第 4 回多良木町議会(11 月会議)の提案理由をご説明させていただきます。

今回審議をお願いいたします案件は、地方自治法第 180 条及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定に基づき専決処分を行いました、令和 2 年度一般会計補正予算(第 5 号)が 1 件、条例の一部改正が人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告を受けまして、職員の給与に関する条例及び任期付職員に関する条例の一部を改正する条例が 1 件、以上の 2 件でございます。

詳細につきましては、担当課長の方からご説明をいたしますので、どうぞご可決いただきますようお願いいたします。私からの提案理由のご説明とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第 2 「報告第 11 号」 令和 2 年度多良木町一般会計補正予算(第 5 号)

○議長(高橋裕子さん) 町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第 2、報告第 11 号、令和 2 年度多良木町一般会計補正予算(第 5 号)を議題といたします。

報告を求めます。仲川総務課長。

○総務課長(仲川広人君) 報告第 11 号、専決処分の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

1 枚開けていただきまして、専決処分書の写しを付けております。

専決処分第 2 号、1、専決処分した事件、令和 2 年度多良木町一般会計補正予算(第 5 号)、2、専決処分の理由、新型コロナウイルス感染症対策及び災害対策に関する予算措置の必要があるため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 5 号の規定により専決処分したものでございます。令和 2 年 10 月 1 日に専決処分を行っております。

開けていただきまして、令和 2 年度多良木町の一般会計補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正で第 1 条でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 8,201 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ 86 億 3,001 万 2,000 円とするものでございます。

第 2 条で地方債の補正を行っております。既定の地方債の廃止は、第 2 表地方債補正によるものでございます。

この件に関しましては、9 月 24 日の全員協議会で説明を行いました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第 2 次実施計画事業、それから災害対応に要する経費の計上を行ったところでございます。

6 ページをお願いいたします。第 2 表で地方債の補正で廃止を行っております。起債の目的のところ、5、学校教育施設等整備事業債ということで、1,530 万円を廃止するものでございます。備考欄に書いてますとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に変更ということで、これは校内通信ネットワーク整備事業の補助残に充当していたものでございます。

9 ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、款の 10、地方交付税、項の 1、地方交付税、目の 1、地方交付税ということで、1,235 万 6,000 円を追加いたしております。これは普通交付税といたしまして、この補正の一般財源として計上いたしましたものでございます。

款の 14、国庫支出金、項の 2、国庫補助金、目の 1、総務費国庫補助金で 2 億 5,023 万 4,000 円を追加いたしております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、補正 3 号で計上いたしました額と合わせて交付限度額の 3 億 8,879 万 7,000 円となるものでございます。

民生費国庫補助金で 1 万 4,000 円を追加しておりますが、説明欄で障害者総合支援事業費補助金ということで、これは地域活動支援センターの消毒などに必要な経費に対する補助で 2 分の 1 の補助でございます。

目の 7、教育費国庫補助金で節の 1、小中学校補助金で説明欄ですが、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金で 144 万 9,000 円を減額いたしております。補助見込み額の減額と充当先を臨時交付金事業にいたしたところでございます。

次の説明です。学校保健特別対策事業費補助金で 262 万 1,000 円を追加いたしております。これはマスクなどの購入事業分が 2 分の 1、学校再開に伴う感染症対策、学習補償等に係る支援事業が 2 分の 1、これは上限 50 万円で、各小・中学校分でございます。次に公立学校情報機器整備費補助金で 2,469 万 1,000 円を追加いたしております。タブレットの購入などの補助金、これは児童生徒の 3 分の 2 になります。それから G I G A スクールサポーターの配置支援事業が 2 分の 1、遠隔学習機能の強化学業費補助は、各学校分となります。

款の 15、県支出金、項の 2、県補助金、目の 4、農林水産業費県補助金で 121 万円を追加いたしております。説明欄のとおり、強い農業・担い手づくり総合支援事業で、被災農業者型の県補助金でございます。7 月豪雨災害によりますハウスの再建、修繕、機械の修繕などで国費と県費が入っているところでございます。

款の 19、繰越金で 763 万 5,000 円を追加いたしております。今回のこの補正の一般財源分として計上いたしております。款の 21、町債、目の 7、教育債ですが、1,530 万円の減ということで、先ほど地方債の補正で説明したとおりでございます。

10 ページをお願いいたします。歳出でございますが、主なものを説明いたしたいと思っております。款の 2、総務費、項の 1、総務管理費、目の 8、電算管理費で 452 万 3,000 円を減額いたしております。説明欄にありますとおりペーパーレス会議システムを当初で計上いたしておりましたが、この経費を臨時交付金事業へ組み替えております。

目の 10、まちづくり推進事業費 114 万 1,000 円を減額いたしておりますが、これ 7 月豪雨災害復旧に対応するために、この目でふるさと納税の担当の会計年度任用職員の人件費を計上いたしておりましたが、その人件費を移動しております。

目の 18、新型コロナウイルス感染症対策事業費で 154 万 3,000 円を減額いたしております。

その次の臨時交付金事業に組み替えを行っております。目の 20、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、既に補正 3 号で計上いたしておりました事業以外の事業をすべて計上いたしました。全員協議会で配付しました実施計画書の事業分をまとめて予算化しておりますので、説明欄とか節、一緒になっておりますので、多少わかりづらいかと思いますが、実施計画を見ていただければ、内容についてはわかるかと思っております。

こちらの方で補正額 3 億 2,544 万 2,000 円を追加いたしまして、合計で 4 億 6,672 万円にしたところがございます。一応、交付金以外のほかに、一般財源を 3,112 万 9,000 円付けているところがございます。

まず節で 1 の報酬から、それから 8 の旅費までにつきましては、これはスクールサポートスタッフ配置事業で 1 名分を計上いたしております。それから 10 の需用費で、説明欄の消耗品費で 2,149 万 5,000 円を追加いたしておりますが、こちらにつきましては、防災活動支援事業、公共施設衛生確保事業、ブルートレイン宿泊客回復事業、花き展示事業、G I G A スクール整備事業などが含まれております。印刷製本費の 10 万 5,000 円につきましては、ブルートレイン宿泊客回復事業でございます。修繕料の 346 万 3,000 円につきましては、防災時物資等の備蓄倉庫、それからリサイクル事業のストックヤード用の設置路面の修繕や電気の配線修繕などがございます。節の 12 の委託料です。説明欄で電算システム改修委託料で 39 万 6,000 円は、これは電子入札システム導入に伴います既存のシステム改修委託料になります。屋内施設花き等展示等事業委託料で 60 万減額をいたしておりますが、これは消耗品へ組み替えを行っております。それから G I G A スクールサポーター配置事業委託料に 430 万 6,000 円を追加いたしております。次のオンライン会議システム構築委託料で 3,202 万円を追加いたしております。これは会議用タブレットのほか、オンライン会議システムの導入経費でございます。当初はリースで計上いたしておりましたが、一括導入として計上いたしております。

11 ページをお願いいたします。説明欄の黒肥地公民館の空調・換気設備設置実施設計委託料から一つ飛びまして、ブルートレインたらぎ実施設計委託料までにつきましては、それぞれの工事のための設計委託料でございます。それから下から 3 行目になりますが、地域の文化力維持事業委託料で 564 万円、こちらは動画や映像などによります観光コンテンツの開発・配信事業になります。次の校内通信ネットワーク整備事業委託料で 3,411 万 7,000 円を追加いたしております。これは G I G A スクールの整備事業で国庫補助事業分になります。節の 14 の工事請負費で 5,510 万 5,000 円を追加いたしております。説明欄の工事のとおりでございます。

17 の備品購入費、説明欄で地方創生臨時交付金事業用備品で 1,543 万 3,000 円を減額いたしておりますが、これは補正 3 号で計上いたしました防災関係備品分を次からの説明の方に組み替えをいたしております。防災活動支援事業用備品で 3,201 万 5,000 円で、備品の追加も行っております。それから次の衛生確保事業用備品 214 万 9,000 円につきましては、公共施設におきます 3 密対策用の備品でございます。一つ飛びましてリサイクルストックヤード整備事業用備品で 2,800 万円です。これは既製品の倉庫 3 箇所分になります。次の公立学校情報機器整備事業用備品で 9,007 万 4,000 円でございますが、G I G A スクール整備事業のタブレットなどの関連備品でございます。次の学校保健特別対策事業用備品で 113 万 2,000 円につきましては、各小・中学校の感染対策用備品でございます。節の 18、負担金補助及び交付金で補助金となっておりますが、次のページをお願いいたします。

説明欄 2 行目の訪問診療車両購入補助で 1,190 万円です。これは町内の医療機関に対します訪問診療車の導入支援の補助でございます。次の地域公共交通機関高度化支援事業補助で 800 万円です。これはタクシー事業者に対します優良環境性能車両の導入助成になります。次に交付金といたしまして、多良木町観光 P R 動画制作・配信事業交付金として 230 万円を追加いたしております。款の 6、農林水産業費、項の 1、農業費、目の 3、農業振興費で 165 万円

を追加いたしております。これは説明欄で補助金といたしまして、強い農業・担い手づくり総合支援事業（被災農業者型）補助で歳入で説明したとおりでございます。款の 9、消防費、項の 1、消防費、目の 2、非常備消防費で 41 万 4,000 円を追加いたしておりますが、説明欄のとおり、費用弁償で年末警戒、各種訓練外出動手当となっておりますが、これは台風接近に伴います消防団の出動手当でございます。目の 4、災害対策費で 66 万 5,000 円、職員手当等の宿日直手当を追加いたしておりますが、こちらにつきましても台風接近時に伴います待機職員の手当の追加でございます。

13 ページをお願いいたします。款の 10、教育費、項の 1、教育総務費、目の 2、事務局費で 3,411 万 7,000 円を減額いたしておりますが、これは新型コロナ臨時交付金事業へ組み替えを行ったものでございます。項の 2、小学校費、目の 2、教育振興費で 607 万 2,000 円を減額いたしておりますが、これも同様でございます。項の 4、社会教育費、目の 1、社会教育総務費で節の 18、負担金補助及び交付金の補助金で 9 万 6,000 円、歴史文化遺産保存整備等補助と記載しておりますが、これは中山観音の防犯システムの修理補助でございまして、台風 10 号で被災をしたものでございます。款の 11、災害復旧費、項の 1、農林水産施設災害復旧費、目の 2、林業用施設災害復旧費で 114 万 1,000 円を追加いたしておりますが、これは災害復旧事務に対応するために会計年度任用職員を先ほどの総務費の方から移動したものでございます。

次の 14 ページから 17 ページにつきましては給与費明細書を付けております。最後の 18 ページに地方債の調書を付けております。以上で報告を終わります。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2 番中村議員。

○2 番（中村正徳君） 11 ページでお伺いをいたします。備品購入費で防災活動支援事業備品ということで説明がっておりますけれども、この内容について教えていただきたいのと、それからその 3 段下、リサイクルストックヤード整備事業用備品ということで 2,800 万、3 箇所というような説明でございましたけれども、その場所、内容等について説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。こちらの防災活動用備品でございますが、総務課の方として計上しておりますのは、避難所用の間仕切りであったり、それから体温検知用のカメラ、それから災害時の備蓄倉庫ですね、災害物資、災害対応の物資の備蓄倉庫、それから備蓄物資の運搬用のトラック等を計上いたしております。

あと健康・保険課の保健センターの保健師あたりとも協議いたしまして、健康・保険課の方でも、そういった救護所あたりの医療資材とか、そういったものを含めて計上いたしたところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 大石町民福祉課長。

○町民福祉課長（大石浩文君） それでは、リサイクルストックヤードの件につきまして答弁いたします。

今回、3 箇所リサイクルのストックヤードを計画しております。場所につきましては、多良木地区がえびす広場の駐車場を計画しております。久米地区につきましては、中山運動広場元テニスコートのところを計画しております。黒肥地区につきましては、黒肥地公民館の駐車場ということで、一応 3 箇所計画をしております。

若干、内容も説明しますと、多良木地区のえびす広場に計画しておりますストックヤードにつきましては、面積が約 237 平米です。久米地区につきましては、中山運動広場のテニスコートのところですけども、こちらにつきましては 146 平米、同じく黒肥地地区につきまし

ては、黒肥地公民館駐車場に146平米のストックヤードを計画しております。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） はい、今リサイクルストックヤードについての整備事業の備品ということで、3箇所の説明がありましたけども、この事業内容について少しご説明願えますか。

○議長（高橋裕子さん） 大石町民福祉課長。

○町民福祉課長（大石浩文君） それでは、この事業の内容につきましてご説明いたします。

一応3箇所のストックヤードをつくりまして、現在行っておりますリサイクルの事業形態をですね、来年の4月以降に変更といいますか、やり方を変えたいというところで計画をしております。

今のまだ区長会には若干、役員会では話しておりますけども、まだ正式ではございませんが、計画段階のところですね、まずこのストックヤードをそれぞれ3箇所つくっておりますので、例えば週2回ほどですね、そこを開設させていただいて、週2回、そのストックヤードに各町民の方々から持って来てくださいますということで、一応時間を指定しまして、指定といいますか何時から何時まで持って来てくださいますということで、そこにリサイクル品を持って来てもらうというところで計画しております。

一応溜まりましたら、それぞれ今度は搬出ということで、そこにつきましては、できましたらそこに管理者といいますか、そこに配置をさせていただいて、職員等ですね、その搬入する場合の例えば指導ですとか、リサイクル品の管理ですとか仕分け等もその職員でして、溜まりましたらそれを今度もう搬出するというような形で考えております。

一応来年の4月以降には考えておりますけども、具体的には今区長さん方等とまた協議を今している段階でですね、まだ決定ではございませんが一応今のところそういったところで進めていきたいというところで計画をしております。

○議長（高橋裕子さん） 2番中村さん。

○2番（中村正徳君） 内容等につきましては伺いましたけども、今から各行政区長さんたちとの調整をしていかれるということですけども、週に2回程度持ち込み可能ということであれば、当然、分別、仕分け等々についても、持ち込まれる方が責任もって分別されて持って行かれるのか、それともそこにリサイクルストックヤードに持って行ったら、そちらの方で管理されるのか最後お聞きします。

○議長（高橋裕子さん） 大石町民福祉課長。

○町民福祉課長（大石浩文君） はい、お答えいたします。一応搬入、持ち込みのときの方法ですけども、町民の方、個人的また行政区単位、どちらでもいいかなというふうに考えておりますけども、できましたら今までのようにですね、計って持ち込んでもらえれば1番いいなとは思っております。

ただ個人で持ち込まれる場合は、計ってまでは持ち込まれないと思いますので、その時はもう持ち込んだときに、職員並びにまそういった管理者を置いておりますので、その方で計ったりですとか、そういった感じでは考えております。

まだ正式にはまだそこまで詰めておりませんが、一応持ち込みの際は個人もしくは行政区単位で持ち込んできてもらって、管理する者が一応管理をしていくという形で考えております。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。8番豊永さん。

○8番（豊永好人君） 11ページですけども、その中にですね、総務管理費ということで、節の14番、工事請負ということで、ブルートレインの改修事業ということで金額が2,392万2,000円と組まれますけども、詳細な工事の説明と何をされるのかを聞きたいということと。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） はい、お答えさせていただきたいと思います。工事請負費の中

のブルートレインたらぎ改修工事でございますが、議員あの現地を見られたこともあろうかと思っておりますが、設置いたしまして10年が経過をしております、外装といいますか、塗装がもう剥離をしているような状況でございますので、今回この予算を使わせていただいて、3両とも全面を塗装をやり直すという計画であります。

○議長（高橋裕子さん） 8番豊永さん。

○8番（豊永好人君） 2点目ですけども、12ページですね、の中で、農業費ということで、負担金及び補助交付金ということで、強い農業・担い手総合支援事業被災者農業支援等補助ということで、補助金が計画されてます。そのハウス、それと機械等の何人の方が申請されたのか。もし詳細わかればよろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） はい、それではお答えいたします。こちらの事業におきましては、ハウスの再建が1棟、ハウスの修理が1棟、A P-1、たばこの機械になりますけれども、そちらとトラクターの修繕が1台ずつということで今回上げさせていただいております。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これで報告第11号、令和2年度多良木町一般会計補正予算（第5号）の報告を終わります。

日程第3 「議案第30号」 多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第3、議案第30号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

説明を求めます。仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） 議案第30号についてご説明申し上げます。

多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとするものでございます。

改正条文で第1条から第4条で改正を行っておりまして、附則の方でこの条例は公布の日から施行するとしておりますが、ただし書きで、第2条と第4条の規定は令和3年4月1日から施行するというので、2回に分けて施行をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、そちらの方をお願いいたします。

まずは多良木町一般職の給与に関する条例の一部改正で、第1条関係でございます。これは本年度分の改正になりますが、期末手当で第19条の第2項で改正前が率のところを100分の130でございますが、改正後を100分の125ということで、支給月数を0.05月分引き下げたものでございます。

これは国の人事院勧告、それから熊本県人事委員会の勧告に伴いますものでございまして、本町も同様に引き下げを行うものでございます。既に6月分は支給済みでございますため、12月支給分で引き下げを行うものでございます。第3項の3、任用職員の率のところも同じでございます。

次の新旧対照表をお願いいたします。こちらと同じ一般職の給与の改正でございますが、これは第2条関係ということで、令和3年度以降分の改正で、令和3年4月1日施行分になります。改正前の率が先ほどの100分の125でございますが、来年度以降につきましては、6月

と12月分でそれぞれ0.025月分で引き下げを行うということで、改正後の率を100分の127.5といたしております。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。こちらは任期付職員の改正でございまして、第3条関係になります。こちらにつきましても本年度分ということで、第5条第2項の率のところを0.05月分引き下げを行っております。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。こちらにつきましても任期付職員の条例改正でございまして、第4条関係で任期付職員の令和3年4月1日施行分でございます。こちらにつきましても一般職と同じように、6月と12月にそれぞれ0.025月分で引き下げるということで率の改正を行っているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、あすから次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

散会宣言

○議長（高橋裕子さん） 令和2年度第4回多良木町議会（11月会議）を閉じます。

お疲れさまでした。

（午前11時38分散会）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員